

令和 4 年度第 2 回
秋田県地域年金事業運営調整会議
議事録

令和 5 年 1 月 20 日（金）13：30～

於：ホテルメトロポリタン秋田「ルーチェ」



秋田年金事務所

<出席者>

- 1 秋田県地域年金事業運営調整会議委員 12 名
「令和 4 年度第 2 回 秋田県地域年金事業運営調整会議次第及び委員一覧」参照
- 2 日本年金機構職員
 - ① 東北地域部運営グループ長 1 名
 - ② 地域代表年金事務所（仙台東年金事務所） 1 名
 - ③ 県内各年金事務所長 4 名
 - ④ 秋田年金事務所総務調整課 3 名（事務局）

- 1 開会 司会
- 2 日程・資料の確認 配付済みタイトル毎、司会者読み上げ確認
- 3 主催者あいさつ 秋田年金事務所長 佐藤 進

本日はご多忙の中「令和4年度第2回秋田県地域年金事業運営調整会議」にお集まりいただき誠にありがとうございます。皆様には、日頃から日本年金機構の年金事業運営につきまして、ご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

令和5年になりまして日本年金機構設立からは14年目に入りました。

令和5年は、令和元年から始まった第三期中期計画の最終年度に当たります。平成22年当機構発足の第一期中期計画は「記録問題への対応」でありました。平成26年からの第二期中期計画は、不正アクセスによる情報流出事案を契機としまして、「再生プロジェクト」に組織を挙げて取り組みました。

令和元年からの第三期中期計画は基幹業務の再構築として、改革を通して新しい体制でどのように基幹業務で結果を出していくのか、ビジネスモデルの確立をテーマとして現在も取り組んでいるところであります。

すなわち令和5年は基幹業務においても高い事業実績を追求し、人々の安心と我が国社会の安定に貢献することへ挑戦した結果を求めていくこととなります。令和4年度に掲げた国民年金保険料の最終納付率80%の目標は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響で本来の強制徴収業務が十分に実施出来なかったところ、国民年金保険料24か月未納を主たる対象に所得制限、滞納月数で絞った対象者で再開しております。この結果が目標達成に大きく寄与するものと考えております。

国民年金保険料の最終納付率80%台を安定的に維持するためには、現年度納付率も大変重要となります。令和3年度における全国値の最終納付率は78.0%と平成24年度の最終納付率から9年連続で上昇しております。秋田県における令和3年度最終納付率は85.83%と全国値よりも上回っている状況です。秋田県全体の令和3年度における現年度保険料の納付率は81.96%であり、全国都道府県のうち5番目に位置しておりますが、令和4年度の最終コーナーになりまして前年度よりも更なる納付率の向上を目指して努力しているところであります。

国民年金保険料の納付率をひとつの例として前回もお伝えしておりますが、厚生年金保険料の収納率の向上や年金請求の相談件数や裁定処理件数など、これら事業実績がありますのは、地域年金展開事業の本格実施から10年となる地域年金事業運営調整会議における様々なご意見やご支援を皆様からいただいた結果であります。また、このことは地域年金展開事業の目的である年金制度への関心へつながり理解が浸透したことと受け止めております。今

後も基幹業務の事業実績が期待されるバロメーターであると考え、挑戦し続けて参ります。

本日の議題にあります「秋田県地域年金事業運営調整会議規程の改正について」は、皆様からご意見を賜りたいと考えております。

後ほど事務局から説明がございしますが、当運営調整会議を運営するにあたり以前から日本年金機構本部から示された「設置要綱」及び「設置要領」には寄らず、当県は「会議規程」を平成 25 年 6 月 11 日に定めて運営してきておりました。しかしながら、文言等の整理など示された要綱、要領に沿った形にするため、今回「会議規程」を廃止し「設置要綱」及び「設置要領」に変えて引き継ぐこととしたいと考えております。

また、本会議の開催回数につきましてもご意見等をお願いしたいと思っております。最終的な要綱及び要領の定めにつきましては、今回のご意見等を参考に事務局で決定し皆さまにお示し出来ればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

コロナ禍を克服し、新しい時代を切り拓こうと社会全体が着実に歩みを進める中で、「正確な給付、適切な年金制度の運用により、高齢化社会における我が国社会の安定・安心に貢献すること」が当機構に与えられたミッションであると捉えており、当然に日本年金機構がすべき役割を果たしていきたいと考えております。

そのためには、広く県民の皆様にご理解を深めていただく必要があります。是非とも、本日お集まりいただいた委員の皆様のご活発なご討議・意見交換等でお力添えをいただきますようお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

4 秋田県地域年金事業運営調整会議出席者の確認

出席者の確認紹介。終了後、日本年金機構側出席者の紹介。

5 議 事

議長確認

秋田県地域年金事業運営調整会議規程第 6 条第 4 項の規定に基づき委員長を議長とすることを確認。

(「令和 4 年度事業結果報告」について秋田年金事務所長嶺副所長より説明)

藤本議長 : 資料の 13 ページまでご説明いただきました。広範な内容でしたがいかがでしょうか。お気づきの点、質問等ございましたらご発言をお願いします。

宮澤委員 (厚生労働省東北厚生局) : 私の方から先に 2 つほどお伺いしたいことがあります。まず 6 ページ目の実施した事項④ハローワーク主催の説明会に参加ということで、これは私が他の県のいろいろな調整会議に参加させていただいて、他の県

も同じですが、なかなかコロナの関係で説明会が実施できないというの
がありまして、実施できたとしても、時間的な制限で5分とか10分し
かももらえないとかそういったお話を伺っております。秋田県内もそれにも
れなくなかなか実施できないといった状況ですが、実施できなくとも
例えばチラシなどの配布を依頼するとかそういったスタイルを取っている
ということによろしいですか。

斎藤所長 : ハローワークの雇用保険制度説明会について、本荘事務所は直接行って
説明しておりますが、他の事務所につきましては本部の方からDVDが
来ておりますので、そちらの方で説明を依頼しているところです。

宮澤委員 : コロナはいつまで続くのか、もしかしたら春には5類になるかという
話も聞いておりますが、我々厚生局の職員も2週間交代でコロナ支援の
ため東京へ行って各地のデータ分析を続けておりまして、3月まではそ
ういった支援が続くというような話を聞いております。春にどうなるか
分かりませんが現状としては今のようスタイルで時間が取られている
以上は、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。もう一点、8ペー
ジの20歳到達者への取組について、オンラインや対面でやっていますが、
参加者の募集や説明会開催までの流れを詳しくお聞かせいただけれ
ばと思います。

佐藤所長 : オンラインでのセミナーについては、チームズという機能を使って行っ
ております。流れにつきましては安田の方から説明させていただきます。

安田副所長 : 秋田年金事務所の毎月のオンライン説明会の流れについてですが、20
歳に到達する方に毎月ご案内をさせていただいております。年金のご案内
に合わせて説明会開催の通知を1枚入れ、その方たちに誰でも参加し
ていただくということをやっております。秋田年金事務所の管轄だと
月にだいたい200人くらい対象者がいます。毎月多くの方に入ってほ
しいところですが、正直1桁台の参加状況になっております。今後そこ
を増やしていかなければいけないとは思ってはおりますが、今はまず開
催することを主においておりますので、今後についてはこちらでも考え
て、できる限り参加者を増やしていきたいと考えております。

宮澤委員 : なかなかいい取組ではないかと思ひます。これから軌道に乗って大勢の
方に参加していただければよろしいかと思ひます。ありがとうございました。

藤本議長 : 他にご質問やご意見等はございませんか。

神田委員
(秋田県高等学校長協会) : 年金セミナーは本校でも来月実施させていただくことでお世話になります。本校も生徒だけでなく保護者の方にも聞いてもらいたいと思いついて、いろいろ検討したのですが、調整がつかず生徒のみの開催になる予定です。これまで実施された学校で保護者にも聞いていただいたということがありましたら、参加状況等教えていただければと思います。

安田副所長 : 高校・専門学校・大学と年金セミナーを行っています。保護者の方が出席するというのは今のところありません。ただし、支援学校につきましては保護者の方も参加していただいて、障害年金等の説明をさせていただいております。

小林委員
(秋田県社会保険委員会連合会) : いつも研修会で講師を派遣していただきありがとうございます。7 ページの実施状況で、今後はオンラインでの実施を積極的に取り入れ対面、非対面の双方でと書かれておりますが、同日にオンラインと対面を同時に行うような形になることを考えているのか、それとも別々の日にやることを考えているのか教えてください。

安田副所長 : 対面と非対面を同日というのは、今のところは難しい状況かと思っておりますので、オンラインはオンライン、対面は対面と現時点では考えております。ただ、今対面開催しているものでもオンラインで出来るところもあるんじゃないかということで、オンライン開催を増やしていきたいと考えているところです。

藤本議長 : 他に何かありますか。

高橋委員
(秋田県社会保険労務士会) : 私どもも地域型の年金委員ということで、微力ではありますが協力させていただいておりますが、本部から委員をどのぐらいまで増やしていくという目標値などあるのかお尋ねしたいと思います。

木村所長 : 本部の方から目標の設定はありますが、上期と下期で分かれたり、年度によって異なっていたりします。今現在の下期は職域型年金委員であれば50人以上の事業所を対象として、その中から増員を図るようなものです。地域型の年金委員につきましては各事務所では何名程度増やすようにということで取り組まさせていただいております。そういった目標値に基づいて各年金事務所でいろいろな活動を行っております。

加藤委員 (全国健康保険協会秋田支部) : 大変広範囲にわたる事業を展開されているということでご説明いただきました。私どもの職域の健康保険でも、地域共通の問題というのはやはり大きいのは少子高齢化で、いかに持続可能な全世代型社会保障、これを守っていくのかということになるかと思えます。そういった中で特に重要なのは担い手の確保、それから未来の方々にどうぞ理解いただけるのかということだと思います。そういった点では啓発活動を非常に丁寧に、草の根の活動と若い方々を対象にした取組みをバランスよくおやりになっているという感想を持ちました。特に学校関係のエッセイやポスターとかこういった報告をされているというのは、私ども健康保険の方でなかなか無く、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。ただこれから若い人達の関心や興味を引き付けるには今後こういったものをさらに加えていくのか。情報伝達のツールが何よりもスマホになっている時代ですので、その辺のツールを活用した啓発活動というものにも新たにお取り組みいただければより素晴らしいのではないかと思います。

佐藤所長 : ご意見ありがとうございます。スマホ等のいろいろなツールは若い人達は使っていると思います。この後の部分でもお話しさせていただきますが、新しい展開としてそういったものを活用しながら広報周知活動を今後展開していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

鎌田委員 (株式会社秋田魁新報社) : 13 ページのポスターコンクールについて、第 2 回の年金ポスターコンクールの入賞作品が決まったということですが、実は第 1 回の年金ポスターコンクールで、昨年 3 月 20 日に魁新報本誌と共に毎週日曜日に発行しております「こども新聞」の 3 ページ目に、入賞 5 作品と共に文章も掲載させていただきました。ありがとうございました。NIEという部署の担当者に聞いたところ、今年も第 2 回ポスターコンクールの入賞作品が掲載となる予定ということですが、その辺の状況をお聞きしたいと思えます。

佐藤所長 : 大変ありがとうございます。前回のポスターコンクール、第 1 回目の内容でして、私どもの方も事業として成り立つのかどうかという部分で大変ドキドキしていたところでした。魁様のご協力もありまして大変感謝申し上げます。こども新聞という形で、全県の方に広げていただいたということで、私どもも大変心強く思っておりますし、またこの事業展開が周知できたということも含め、これは続けていかなければということで、今回も第 2 回目を張り切ってやらせていただいたところでした。今回につきましても 1 月 29 日にこども新聞に掲載していた

だけるといふことで報告を受けておりまして、この場を借りて感謝申し上げます。こういった形で続けて参りたいと思ひますし、またこれが県民の皆様定着していけばと思ひております。引き続きご協力の程お願いいたします。

藤本議長 : よろしいでしょうか。カラフルで素敵な作品が資料の中に掲載されております。1月29日ということですのでどうぞ皆さんご覧になってみてください。次の議題に移ってもよろしいでしょうか。では、続きまして4番目「コロナ禍における地域年金委員展開事業の取組」及び5番目「日本年金機構のホームページ等の紹介」についてご説明をお願いいたします。

(「コロナ禍における地域年金展開事業の取組」及び「日本年金機構のホームページ等の紹介」について秋田年金事務所長額副所長より説明)

藤本議長 : 先ほども関連するご質問をいただきましたが、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

鎌田委員 (株式会社秋田魁新報社) : ユーチューブやクイズノックチャンネル等で年金のことを若者をはじめいろいろな方に周知されているというのは分かりますが、私個人的な意見としては、この「知っておきたい年金のはなし」の長さが24分10秒ありますよね、今は世の中が1分30秒とか1分とか結構短い時間で若い人は見ているんですよね。これは厚労省さんでやっているのかもしれませんが、24分だけではなく、もう少し短いバージョンがあった方がとっかかりがあるというか、周知徹底がはかれるのではないかという感じがします。その辺いかがでしょうか。

宮澤委員 (厚生労働省東北厚生局) : 厚労省の動画ですので私の方からお話させていただきます。これは厚労省の年金局で作成している動画で、セミナー用という事で確かに24分とどうしても長くなってしまふようですが、今ご意見があった通りホームページから見るとは長すぎるイメージはあります。これは私の方から年金局に、もう少し見やすいバージョンがあつてもいいのではないかということをお伝えたいと思ひます。また、これに関連して、現在東北厚生局でもいろいろな事業についてユーチューブに独自で掲載したり、最近ではInstagramやTwitterにも力を入れております。若い方はスマホ社会、スマホ世代ですので、そちらの方から情報提供してホームページに誘導するようなそういった手法を、今厚生局でも一生懸命やってお

ります。年金機構の事業でも、例えば学生納付特例制度などをInstagramで紹介し、興味を持たれた方がホームページを見て申請していただく、もしくはポスターコンクールや年金セミナー事業をInstagramなどに載せて、興味を持った方をさらにホームページへもっていくというような、そういった手法も今後必要ではないかと思います。機構としては本部も関わってきますので、事務所単独では難しいかもしれませんが、今後はこういった手法もありかなと思います。

藤本議長 : 国の方針について宮澤委員の方からご紹介いただきました。他に何かありますか。

佐藤所長 : 先ほどご意見をいただきましてありがとうございます。ユーチューブ等の媒体を活用する時代になったといえますか、こういったものが主流になってきております。教育現場においても、タブレット端末などが活用されていると聞いておりますが、ユーチューブやセミナー講座などは閲覧できるような環境なのでしょうか？その辺が確認できれば、もしくはご意見いただければと思っています。

神田委員
(秋田県高等学校長協会) : 今高校の現場ではおっしゃったようにタブレット 1 人 1 台ということで操作可能です。授業では今は公共、旧課程では現代社会で年金制度について学びますし、家庭科でも支え合う社会の仕組みというところで生徒たちが年金制度と社会保障制度に向き合っておりますけれども、その教科担任がタブレット等を使ってユーチューブ等を教材に使用している場合もございますし、タブレット無しで教科書、資料集を使っての指導もありますので、そこは教科担任の方に任せております。授業等で使う場合はタブレットの使用も可能です。またセミナーを研修の形でやる場合は、講師の先生には学校の方に来ていただきますが、ある場所から教室の方に向かって発信し映し出したものを生徒たちが聞くという形にしております。

佐藤所長 : ありがとうございます。非対面での取組みも含めて、今後これらを展開していく上でこういった端末の使用が非常に重要になってくると感じております。参考にさせていただきます。

藤本議長 : ここで5分間休憩を入れたいと思います。5分後に再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

藤本議長 : 令和5年度の地域年金展開事業方針について、秋田年金事務所の佐藤所長よりご説明いただきます。

(「令和5年度の地域年金展開事業方針(案)」について秋田年金事務所佐藤所長より説明)

藤本議長 : 何かご質問、ご意見等ございますか。

市井委員 : 令和5年度事業の中で新規適用事業所にオンラインで説明会を行われる
(秋田県商工会連合会) ということでご説明いただきましたけれども、令和4年度からやられているということで、我々商工会としても、例えば法人成りした事業所、従業員規模が大きくなった事業所、あるいは創業関係の支援で、社会保険の適用事業所になることが必要ですよということをよく説明しておりますが、この説明会に関しては何かホームページ等でスケジュールの情報を公開しているのでしょうか。

佐藤所長 : 令和4年度からスタートしておりますが、対象としては遡って令和3年度の4月から新規適用となった事業所から順々にやらせていただいています。ようやくこの3月で1月2月の新規適用の部分まで追いつくように計画を立てております。このPRに関しては、私どもの方からDMでお知らせをしているだけで、ホームページ上に載せるという部分まではまだやっておりません。逆にお願ひにもなるかもしれませんが、商工会様のホームページ上に情報を掲載していただければ、よりこちらの主張にも繋がると考えます。大変突然の話で申し訳ございません。

藤本議長 : 令和5年度の事業計画についてその他にご意見やご質問はありませんか。

高橋委員 : 年金セミナー事業のところでは未実施の教育機関へ案内を行うということ
(秋田県社会保険労務士会) で記載されていますが、4ページの概要では大学や専門学校という文言も含まれております。5ページの概要のところでは、県教育委員会や高等学校協会との協力とありますが、大学・専門学校への働きかけもされているということでしょうか。また実施となれば、どのような形で働きかけを行っているのか、学校の方に直接訪問されているということなのかもしませんが、その辺も伺いたいと思います。

安田副所長 : 大学や専門学校等も行っております。どうしても実施時期が年度後半に偏る関係で 11 月までの実施件数ということであまり目につかないところですが、アプローチをかけながら実施しているところです。件数的には先程から何度もお話ししている通り今後増やしていかなければいけないと思っております。

高橋委員 : 大学等への働きかけというのはどのような方法で行われているものですか。
(秋田県社会保険労務士会)

安田副所長 : 大学自体それほど秋田県内数が多いわけではありませんので、個別に働きかけているところです。

藤本議長 : 他にご意見、ご質問等ございましたらお願いします。では続きまして各年金事務所の取組、12 月から 3 月の事業実施予定について各年金事務所長からご説明をいただきます。資料の順でまずは秋田年金事務所、佐藤所長お願いいたします。

(「事務所別事業実施状況」について秋田：佐藤所長、鷹巣：斎藤所長、大曲：木村所長、本荘：鈴木所長より説明)

藤本議長 : 4 事務所の発表について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 : 年金セミナー事業の秋田年金事務所の取組で、20 歳に到達された方に案内を同封して、そこからオンラインへということですが、秋田市で 1 月 8 日に 20 歳の集いというのがあり、その際は 20 歳になった方がたくさんお集まりになります。そこでの何らかのアプローチはされたのでしょうか。
(秋田県社会保険委員会連合会)

安田副所長 : 大変昔になりますが、秋田市の協力を得ながらチラシを配布したというのはありますが、ここ最近はやっていない状況です。20 歳という認識がある場だと思うので、今後考えていかなければいけないと思っております。

小林委員 : せっかくたくさん集まる場面ですので、郵送で届いたらそちらからぜひ、というようなことを話す機会が設けられるといいのかな、と思いました。
(秋田県社会保険委員会連合会)

安田副所長 : ありがとうございます。

藤本議長 : 他にありましたらお願いします。

遠藤委員 (秋田県地域型年金委員会) : 私の方から2点お話を申し上げたいと思います。年金セミナー事業について高等学校が一緒になっていますが、事業を見るとポスターやエッセイをお願いするのは義務教育の段階からしている感じですが、セミナーを中学校には考えていないのでしょうか。特に今年から成人が18歳、選挙権が18歳になりました。早い段階から年金に関して知識を持ってもらうということが必要なのかなと感じました。なかなか一挙に事業展開を増やすというわけにはいかないでしょうが、ある程度時代の要請に応じて臨機応変にやっていくということが必要だと思います。もう一つは、この会議には教育関係者、あるいはマスコミの関係者の方々もいらっしゃると思いますが、この会議を新聞やテレビ、ラジオなどの形で、このような事業をみんなのためにやっているんだよ、というところをもう少し提案できたら県民の皆様にご理解いただけるのではないかと思います。頭の片隅に置いて検討していただければと思います。

藤本議長 : 全体にわたるご意見、ご質問ですが事務局の方からお願いします。

佐藤所長 : ご意見ありがとうございます。まず1点目につきましては、実は前回の年金ポスターコンクールの際に、生徒さんにどのような形で年金をお伝えすべきかということで、中学校にポスターの作成を依頼する際に年金セミナーの実施、DVDの視聴案内も含めて、展開してきたところです。こういった形で始めたばかりですので、今後この事業自体が定着することによって、年金に興味を持っていただくという部分が増えていくのではと思います。今後、切り口として中学生の皆様にも展開していけたらと思っています。2点目につきましては、この会議につきましては、報道機関様の方にお知らせさせていただいております。

藤本議長 : 各年金事務所のご説明に関して何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

渡邊委員 (秋田県年金受給者協会) : 年金受給者協会といたしましては、福祉講座という形で毎年講師の派遣をお願いしております。令和5年度につきましても同様に福祉講座を開催するという計画で現在動いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。お尋ねしたいのは、ここに記載してあるようなきちんとした

形の研修会、講師派遣のようなもの以外に、例えば町内会であるとか、そのようなところから講師の派遣をお願いしたいというお話が直接年金事務所の方にあるものか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

佐藤所長 : 全県でみますと、例えば事業所の方から、そろそろ年金を受給されるといったことで、事業所の中で説明会をしてくれないか、というのは過去にもあります。ただそういった回数が今増えているかといったらそうではなくて、このコロナ禍の関係もあり、なかなか職場に行ってしまうという状況かと思っております。収束することによってこういった件数も増えてくれればと思いますし、PRもしていきたいと思っております。それと、地域型年金委員の皆様にもできれば活用していただきたいと思っておりますし、私どもの方から職員を派遣していきますよ、ということを連絡会や地区連絡会の中でPRして参りたいと思っております。

藤本議長 : ありがとうございます。ちょっと時間が押して参りましたので、続いての議事ですが、「秋田県地域年金事業運営調整会議規程の改正について」に議題を移してもよろしいでしょうか。では、年金事務所副所長からご説明をいただきます。

(「秋田県地域年金事業運営調整会議規程の改正について」を秋田年金事務所長嶺副所長より説明)

藤本議長 : では本件につきまして、委員の皆様方のご意見、ご質問をお願いします。開催時期と開催回数が大きく変わるということが一つ、あります。

遠藤委員 : あまりよく分からないのですが、会議の規程で7月と1月の原則2回とする、とありますが、それが原則2月に1回だけになるということですか。
(秋田県地域型年金委員会)

長嶺副所長 : 案ですので確定ではありません。規程の中では7月と1月の2回でしたが、年に1回ということで、当該年度の事業実績と次年度に向けての計画が、1月ではまだ事業の実態が見えないということで、2月とご提案させていただきました。2月にこだわっていただく必要はございませんので、そこも含めてご意見等いただければと思います。

藤本議長 : いかがでしょうか。前半、後半ということでこれまでやってきている感じではありますが、2月に集約し年間を通した事業の計画と実施につい

での話し合いを年1回行うことで、次年度に向けて今体制を整えていくという案です。

市井委員
(秋田県商工会連合会) : 2回を1回に、ということで、それ自体は特に私としては問題はないのかな、というところです。ただ、上位にある規程が2回になっていて、要領で1回ということで、その辺は釈然としないものが正直あります。規程を改正すればいいのかなと個人的には思います。また、先ほど分かりにくいという質問もありましたけれど、やはり言葉説明よりワンペーパーでも結構なので、改正しなければならない理由や、ここをこうするというのが見える化されていたほうが、議論としては進めやすいと感じます。

佐藤所長 : ありがとうございます。おっしゃる通り、一目瞭然で見えるような資料がもう一つ足りていなかったと思います。大変失礼いたしました。年2回から1回という形はここで本決定するというものではありません。ある程度皆様からのご意見を踏まえた上で、こちらの方で策定していきたいと考えておりました。これまで7月と1月に実施しておりましたが、約半年間ずつの報告と取組ということで、重複する部分もかなりあると感じております。その関係上、1年に1回の計画案をお示しした上で総括をしていただく方が、事務的にも皆様の整理についてもよろしいのではないかと考えたところです。当然ながらこの会自体は、皆様からのご意見をいただく場というところを考えれば、年2回というのもやぶさかではないと感じております。その点で、皆様からのご意見をいただき、次回につなげていければと感じておりますので、よろしく願いいたします。

長嶺副所長 : 要綱、要領案が実施されるということになれば、規程については令和5年4月1日をもって廃止となり、今後要綱、要領に沿って運営調整会議を開催していくという形で考えております。

加藤委員
(全国健康保険協会秋田支部) : 今ので分かりました。要は組織全体の内部統制の整理の中でこのようにするという理解でよろしいですか。

長嶺副所長 : そうということです。

藤本議長 : 規程を要綱、要領にという形で変更を考えているということですね。ご意見をいただいた上で事務所の方で最終的には決定したいということで

す。

宮澤委員 (厚生労働省東北厚生局) : 参考までに皆様にご紹介します。東北六県のこの運営調整会議、全てに私が出ておりますが、現状、宮城県と山形県が7月1回開催ということになっております。それでも回っている状況だとお見受けします。ただ、一つ懸念として少し資料が厚くなるのかもしれませんが。年間になりますから。そのくらいで、1回でも回っているということを皆様にご紹介したいと思います。

畑山委員 (秋田市市民生活部) : 宮城県と山形県は7月に、ということでしたけれども、それ以外の秋田県以外は2月に行われている、ということでしょうか。

宮澤委員 (厚生労働省東北厚生局) : 宮城と山形以外は、秋田県を含めまして7月と1月の年2回開催という形になります。

藤本議長 : いかがでしょうか。他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。事務局の方で2回を1回にという形で考える方向を示していただいているということです。今資料が厚くなるという話もありましたが、何か気になる点がありましたらお願いします。

茂内委員 (秋田県社会保険協会) : 今回の資料を見ると、4年度の事業状況と次年度の予定が入っておりますが、例えば1回にしても同じような感じの資料になるのではないのでしょうか。あまり厚くなるようなイメージが湧かないのですが、その辺はいかがでしょうか。

安田副所長 : 資料につきましては、申し訳ございませんが、現時点でどうなるかというのは事業の実績を踏まえて作成いたしますので、何とも言えない状況ですが、今よりも少しでも厚めの事業を進めた上での資料としていきたいと考えております。

茂内委員 (秋田県社会保険協会) : 資料の中身よりも、要するに時間も長くなるのかなと考えたりするんですね。今回は1時半から4時ですが、山形、宮城の時間はどのくらいなのでしょうか。

宮澤委員 (厚生労働省東北厚生局) : 大体同じです。1時半に始まりまして、4時か4時過ぎくらいで終わるスタイルです。

渡邊委員 (秋田県年金受給者協会) : 1回開催とする場合に、今宮城県と山形県が7月ということですが、4月を境に前がいいのか、後の方がいいのか、ということがポイントになるのではないのでしょうか。2回ある場合は、事業が終了して年度終了後の7月に報告ができますが、計画については4月がスタートする前に開催する方が、計画をきっちり立てることができます。1回にしたいという事務局の意向はいいと思いますが、1回であれば、やはり7月より前のこの時期、1月か2月が私はいいと思います。皆様はどう思われるでしょうか。

藤本議長 : 他にどなたかご意見、ご質問はありますか。このあと、事務局の方でさらに検討を重ねて最終案をまとめたいということです。その件についてはよろしいですか。事務局の方から何かございますか。

佐藤所長 : これまでの規程は歴史のあるものですが、事務局サイドとしましては、本部の指示に基づき、要綱と要領の方に修正し直しながら引き続き事業を進めて参りたいと思います。開催につきましては、皆様の方からご意見をいただいた内容をもう1回精査し、お示しできればと考えております。ご意見ありがとうございました。

藤本議長 : 本部の方から要綱、要領への整理をとの意見が出ていて、それを踏まえての取組ということです。時間が押して参りましたが、これで議事については終了ということでよろしいでしょうか。それでは、これで議事を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

6 議事終了 議長解任

7 本部（東北地域部運営グループ長 藤本 学）あいさつ

日本年金機構本部東北地域部運営グループ長の藤本でございます。本日は各委員の皆様にはお忙しい中、令和4年度第2回秋田県地域年金事業運営調整会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。藤本委員長のスムーズな進行及び委員の皆様方の積極的なご発言、ご協力もありまして、滞りなく会議終了の運びとなりました。本日、皆様からいただきました意見等につきましては、日本年金機構本部及び秋田県内の事務所において共有し、今後地域年金展開事業を推進するにあたっての礎にして参りたいと考えております。

さて、従来から申し上げておりますように、公的年金制度の安定的かつ向上的な発展のため、地域や企業の皆様に対し、正しい知識や情報を的確にお伝えすることは、私ども日本年金機構として重要な取り組みであると考えております。とりわけ、令和4年10月から施行

され、令和6年10月から対象事業所がさらに拡大される短時間労働者の適用拡大については、人々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改革であることから、徹底した制度周知を行い、適正な届出をいただくことを、当機構の責務として取り組んで参ります。

これらの実現にあたりましては、本日ご参集の委員の皆様をはじめとして、地域や関係団体のご協力が必要不可欠ですし、制度をより分かりやすく地域の皆様へご案内し、正しくお手続きいただくことも必要となって参ります。その点から地域の関係機関や年金委員様との結び付きをさらに強固なものとして、年金制度の普及、啓発、理解の促進に努めていかなければならないと考えております。引き続き、地域における支援、ネットワークの再構築に取り組み、地域、教育、企業など、それぞれのお立場からのご意見、ご提案を賜りながら国民の皆様方の年金制度に対する理解を深め、制度加入や保険料納付に結び付けていけるよう努めて参りますので、今後とも当機構の業務運営にご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、引き続きのご指導、ご鞭撻を重ねてお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

8 閉会 司会